

食品営業許可を取得するまでの流れ

※保健所の相談や検査は日本語で行いますので日本語で会話できる方と来所してください。

【食品営業許可とは？】

「飲食店を営業したい」「食品を販売したい」「食品を製造したい」というときは、食品営業許可・届出が必要です。（営業許可の有効期間は原則として5年間。）
許可を取得するには、「基準に合致した施設」と「食品衛生責任者の設置」が必要です。

1 営業種目の決定

どのような食品営業を行うか、どのような食品を販売するか、どのような食品を製造するか等で、許可や届出の要否、許可業種が決まります。

許可業種によって、必要な施設、設備、管理方法等が決まっていますので、事前に営業地を所管する保健所へご相談ください。



2 施設設備の相談

食品営業施設は、その業種ごとに施設基準が条例で定められています。

なお、施設基準に合致していない施設では営業許可を受けられません。

施設設備の工事を始める前に図面を持って保健所へご相談ください。



3 営業許可申請

上記の相談が終わりましたら、次に営業許可申請です。申請様式、書類の書き方や申請書の提出時期は、保健所にご相談ください。申請の際に、食品衛生責任者の設置を求めます。

《申請時の必要書類》

- ・食品営業許可申請書
- ・営業施設全体の平面図
- ・使用水が水道水以外の場合は、飲用に適する旨の検査成績書

《手数料》

許可業種ごとに異なります。



4 営業施設の検査、許可

営業施設が完成すると、保健所の食品衛生監視員による検査が行われます。検査日程は、申請書の提出時に相談します。検査の結果、支障がなければ、後日、食品営業許可書が交付されます。

許可の更新

営業許可期間は5年間です。許可の期限が満了する前に、更新の手続きを行ってください。

更新の申請も新規許可申請とほぼ同様の流れ（申請書の提出、営業施設の検査等）となります。